

SuMPO環境ラベルプログラム

原単位データ評価・運用規程 (総則、要求事項、手順)

文書管理番号：JR-05-05

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
05	2022年4月1日	-	プログラム名変更。
04	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
03	2019年7月17日		別紙1を削除し別紙2を繰り上げ。
02	2018年2月16日		原単位区分の変更に伴う見直し。
01	2017年4月28日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

目次

第1項 総則	4
1.1 原単位データの種類	4
1.2 原単位要求事項.....	4
1.3 原単位評価判断基準	4
1.4 原単位評価手順	4
1.5 原単位の有効期間と見直し	4
1.6 原単位の提供	5
1.7 機構による登録データの変更要求	5
1.8 登録データの登録の取り消し.....	5
1.9 レビューパネルの設置	5
1.10 原単位評価員の選任	5
第2項 原単位に関する要求事項	5
原単位データに関する要求事項－A.....	6
別紙1	7
原単位データに関する要求事項－B.....	8
第3項 原単位評価手順	9
3.1 登録データの評価手順	9
3.1.1 評価の方針	9
3.1.2 評価に用いる書類等	9
3.1.3 評価の実施	9
3.1.4 評価結果の報告	10
3.1.5 レビューパネルによる確認・最終判定	10
3.1.6 秘密保持	10
3.2 登録データの更新・修正について	10

本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が実施するSuMPO環境ラベルプログラム（以下「本プログラム」という。）において利用する原単位データの評価・運用について定めるものである。

第1項 総則

1.1 原単位データの種類

本規程で対象とする原単位データは以下の2種類である。

① 指定データベース

算定の基本とする原単位データベースであり、当面原則としてIDEA v2を使用する。IDEAの使用権利を持つ者（購入者）と、そうでない者で数値を閲覧可能な数が異なる。以下、IDEAの使用について定める。IDEA以外の原単位データベースの使用については別途定める。

(ア)基本データ：すべての検証申請事業者が利用できる原単位データを基本データといい、機構がIDEAから選択したデータがこれに該当する。

(イ)利用可能データ：基本データを補完するため、件数を制限して追加でIDEAから選択される原単位データを、利用可能データという。

(ア)、(イ)の合計は1000データ以内とする。ただし、IDEAの使用権利を持つ者には使用の制限はない。

(ウ)利用不可データ：機構が定めたプログラムでの使用が適切ではないデータを利用不可データという。

② 登録データ

IDEAに適切な原単位が存在しない場合、データベースを補完するため原単位申請者が作成し、レビューパネルで認められた原単位データを登録データと言う。このうち特定のPCRに限定して使用するものをPCR原単位という。

1.2 原単位要求事項

原単位の要求事項は、本規程第2項の「原単位に関する要求事項」に定める。

1.3 原単位評価判断基準

原単位を評価し運用するための判断基準は、「JR-05S原単位評価判断基準」に定める。

1.4 原単位評価手順

原単位を評価し運用するための手順は、本規程第3項「原単位評価手順」に定める。

1.5 原単位の有効期間と見直し

本プログラムで使用する原単位の有効期間は5年とする。

指定データベースは、データ品質を担保するため、5年に1回の頻度で技術WGを開催し見直しを行う。

また、年1回程度の頻度で本プログラムでの原単位データの利用状況を踏まえ、基本データと利用可能データの区分の見直しを機構が実施する。

登録データについても、5年の期限にあわせて原単位作成者に見直しの依頼を行う。これらの見直しの記録は、原単位リストの更新履歴として機構が管理する。

1.6 原単位の提供

機構は、原則として算定ツールを通じて申請事業者に原単位データを提供するものとする。

1.7 機構による登録データの変更要求

機構が登録データの変更が必要であると判断したときは、その旨を提言し、登録データ申請事業者に対し登録データの変更を求めることができる。

1.8 登録データの登録の取り消し

機構は、本プログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合等に、登録データの登録を取り消すことができる。

1.9 レビューパネルの設置

機構は、登録データの評価に関する最終判定を付託するため、レビューパネルを設置する。レビューパネルの事務処理等は、別途定める「JR-03 レビューパネル設置・運営規程」による。

1.10 原単位評価員の選任

機構は、登録データの評価を付託するため、機構の原単位に係わる知見を有する者、LCA手法の専門家、もしくは必要に応じて外部のこれらの専門家の中から、原単位評価員を選任する。

第2項 原単位に関する要求事項

指定データベースは、「原単位データに関する要求事項-A」を満たす必要がある。

登録データについては、以下の「原単位データに関する要求事項-B」もしくは必要に応じて「原単位データに関する要求事項-A」を満たす必要がある。

原単位データに関する要求事項－A

別紙 1

原単位データに関する要求事項－B

第3項 原単位評価手順

3.1 登録データの評価手順

3.1.1 評価の方針

対象データの確認において、原則として、申請者による「原単位データに関する要求事項－B」（必要に応じて「原単位データに関する要求事項－A」）への適合性のセルフチェック結果およびその根拠資料の整合性について、原単位評価員及びレビューパネルによる評価を行う。

3.1.2 評価に用いる書類等

以下の文書を用いて評価を実施する。根拠資料に不足がある場合は、データ提供者に追加資料等を要求することができる。

① 機構が用意するもの

- ・ 原単位に関する要求事項
- ・ 確認結果報告書様式

② 申請者が用意するもの

以下の資料をまとめて「登録データ申請様式」とする

- ・ 登録データ申請書
- ・ 登録データチェックリスト（セルフチェック結果報告）
- ・ 登録データ情報シート
- ・ 登録データの作成方法に関する報告書等（根拠資料）
- ・ 改訂 PCR 原案（登録データを PCR 原単位とする場合）

登録データについての名称、単位、原単位データの値（ケタ数表示等）（必須ではない）、情報源、範囲を含む

3.1.3 評価の実施

機構に選任された原単位評価員は、申請者が作成した提出資料をもとに、書類評価を行う。必要に応じて、追加資料の入手および確認、データ提供者との対面評価を行う。

① 登録データに関する要求事項への適合

<ステップ1>

「原単位データに関する要求事項－B」への適合

「チェックリスト」の記載事項が以下の要件を満たしていることを確認する。

- ・ 必須項目が全て「適合」となっており、その根拠（根拠資料の引用箇所）が適切であること。

<ステップ2>

「原単位データに関する要求事項－A」への適合

上記ステップ1の適切性が確認出来なかった場合、「原単位データに関する要

求事項－A」への適合を確認する。

3.1.4 評価結果の報告

原単位評価員は、「原単位評価結果報告書」を作成し、機構に提出する。

以下に示すような、レビューパネルにおいて審議が必要と思われる事項がある場合は、その説明と根拠を原単位評価結果報告書に記載する。

- ・根拠資料が不適切と判断される場合、あるいは適切かどうか判断できない場合
- ・評価対象データの数値が、他の評価対象データ等と比較して不適切と判断される場合、あるいは適切かどうか判断できない場合
- ・その他、審議が必要と思われる事項がある場合

3.1.5 レビューパネルによる確認・最終判定

レビューパネルは、「原単位評価結果報告書」を基に確認を行い、最終判定を行う。

申請者はレビューパネルへは原則参加しない。

機構は、レビューパネルにおける判定結果を、申請代表者に通知する。

3.1.6 秘密保持

確認した根拠データ等については、原則として公表しない。

3.2 登録データの更新・修正について

登録データにおいて、事業者等からの申請、指摘等により、原単位データの名称や値、単位、および原単位の範囲において、データの字句の修正、補記の追加などの記載内容の更新・修正の必要が生じた場合は機構の判断により必要に応じて申請者への変更要求又は取り消しを行う。

以上